

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成25年6月21日棄却・不受理・確定

(第一審・松江地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年11月8日判決、本資料260号-193・順号11549)

(控訴審・広島高等裁判所松江支部、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年4月27日判決、本資料261号-87・順号11677)

決 定

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年6月21日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 千葉 勝美

裁判官 竹内 行夫

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる

当事者目録

	亡甲訴訟承継人
上告人兼申立人	P
	同
上告人兼申立人	Q
上記兩名訴訟代理人弁護士	山内 功
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	平田 理